（許可の申請）

第五条　第三条第一項本文の許可を受けようとする者は、特定大臣許可漁業の種類ごとに毎年次の表に掲げる期日までに（同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあっては、遅滞なく）、農林水産大臣が定める様式による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

特定大臣許可漁業の種類	期日
ずわいがに漁業	別表第一のずわいがに漁業の項規制海域の欄第一号に掲げる海域（以下「A海域」という。）に係る許可にあっては八月三十一日まで、同欄第二号に掲げる海域（以下「B海域」という。）に係る許可にあっては七月三十一日まで、同欄第三号に掲げる海域（以下「C海域」という。）に係る許可にあっては八月三十一日まで、同欄第四号に掲げる海域（以下「D海域」という。）に係る許可にあっては七月三十一日まで、同欄第五号に掲げる海域（以下「E海域」という。）に係る許可にあっては九月三十日まで
東シナ海等かじき等流し網漁業	（略）
かじき等流し網漁業	十一月三十日まで
（略）	（略）

2～4　（略）

（許可証の交付及び備付け義務）

第六条　農林水産大臣は、第三条第一項本文の許可をしたときは、当該許可に係る操業期間の開始前に、申請者に別記様式第一号による許可証を交付する。

2　（略）

（許可の制限又は条件）

第七条　農林水産大臣は、水産動植物の繁殖保護又は漁業取締りその他漁業調整のため必要があると認めるときは、第三条第一項本文の許可に制限若しくは条件を付け、又はこれを変更することができる。

2　農林水産大臣は、第三条第一項本文の許可をした後において、前項の規定による制限若しくは条件を付け、又は当該制限若しくは条件を変更しようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第三条第一項本文の許可をした後における第一項の規定による制限若しくは条件の付加又は当該制限若しくは条件の変更に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第八条　第三条第一項本文の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可を受けた船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該許可に係る漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によって当該船舶を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により第三条第一項本文の許可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添えて、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

（許可の申請）

第五条　第三条第一項の許可を受けようとする者は、特定大臣許可漁業の種類ごとに毎年次の表に掲げる期日までに（同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあっては、遅滞なく）、農林水産大臣が定める様式による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

特定大臣許可漁業の種類	期日
ずわいがに漁業	別表第一のずわいがに漁業の項規制海域の欄第一号に掲げる海域（以下「A海域」という。）に係る許可にあっては八月三十一日まで、同欄第二号に掲げる海域（以下「B海域」という。）に係る許可にあっては七月三十一日まで、同欄第三号に掲げる海域（以下「C海域」という。）に係る許可にあっては八月三十一日まで、同欄第四号に掲げる海域（以下「D海域」という。）に係る許可にあっては七月三十一日まで、同欄第五号に掲げる海域（以下「E海域」という。）に係る許可にあっては九月三十日まで
東シナ海等かじき等流し網漁業	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

2～4　（略）

（許可証の交付及び備付け義務）

第六条　農林水産大臣は、第三条第一項の許可をしたときは、当該許可に係る操業期間の開始前に、申請者に別記様式第一号による許可証を交付する。

2　（略）

（許可の制限又は条件）

第七条　農林水産大臣は、水産動植物の繁殖保護又は漁業取締りその他漁業調整のため必要があると認めるときは、第三条第一項の許可に制限若しくは条件を付け、又はこれを変更することができる。

2　農林水産大臣は、第三条第一項の許可をした後において、前項の規定による制限若しくは条件を付け、又は当該制限若しくは条件を変更しようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第三条第一項の許可をした後における第一項の規定による制限若しくは条件の付加又は当該制限若しくは条件の変更に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第八条　第三条第一項の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可を受けた船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該許可に係る漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によって当該船舶を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添えて、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。